

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	龍門文庫蔵『公事根源抄』江戸初期写本 翻刻 卷下
Author(s)	佐々木, 勇; 広島大学日本語史研究会,
Citation	論叢 国語教育学 , 18 : 69 - 82
Issue Date	2022-07-31
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53671">10.15027/53671</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53671">https://doi.org/10.15027/53671</a>
Right	
Relation	



龍門文庫蔵『公事根源抄』江戸初期写本 翻刻 卷下

広島大学 日本語史研究会

一、龍門文庫蔵『公事根源抄』の翻刻

前号に続き、阪本龍門文庫蔵『公事根源抄』を翻刻する。書誌その他は、本誌15号（二〇一九年七月）をご覧頂きたい。

今回は、巻下の翻刻を公表する。本書の翻刻は、これをもって完結する。  
(以上、佐々木勇)

〈凡例〉

一、本翻刻は、龍門文庫『公事根源抄』（龍門文庫 二〇八）原本に基づき、その全体を、現行の字体に改めたものである。仮名遣いは、原本のままとした。

一、本資料の振り仮名は、「つ」と「ツ」（舌内入声音と促音）とを、原則として使い分けている。そのため、翻刻でも、両者を区別した。

一、本資料の濁点は、「・」と「゛」とがある。何らかの使い分けがある可能性は存するものの、翻刻ではこの両者を区別していない。

一、翻刻にあたり、原本丁数表（オ）裏（ウ）ごとに行数を付し、必要と思われる注を、当該箇所「」に入れて記した。

一、本翻刻は、小野若菜・土肥新一郎・山口倫香で作成し、石田芽衣・稻熊詩帆・鹿島大吾・黒木裕梨香・藤井日羽・館林佑樹・佐々木勇が確認・修正した。

一、原本閲覧ならびに翻刻の御許可を賜わった阪本龍門文庫に対し、心中より御礼申しあげる。

（下 一オ）

1 八月  
八朔風俗

2 この事はさらに本説ほんせつなしまなまた正礼しやうれいにもあらず

3 堅固けんこ世俗せぞくの風義ふうぎなり或假名記あるかなのきに建長けんちやうの

4 比ひより此事このことあり初はじめてる田たのみとて米よねを折お

5 敷土器しきはらけなどに入いて人ひとのもとへつかはしける

6 とかやまた圓明えんみやうじのたいかう寺ふんゑい太閤のきの文永ぶんゑいの記きに此

7 七八年しちぱちねんよりこのかた殊ことに天下てんかに流布りゆうふせる

8 よしのせられたりまことに建長けんちやうの比ひよりの

9 事ことなるへきかある説せつにはまた後嵯峨院かのいんいま

10 た若宮わかみやにて近習きんじゆの男女なんによめ密ひそかに奉ほうりける

（下 一ウ）

1 にその、ちふしぎに帝運をひらかせ給しかは  
御嘉瑞の事なりまた真実はじまりたる  
2 年記も分明ならずたとへば後嵯峨院の御  
3 治世の時分よりの事なるべきにや然るに今  
4 年中行事の中にしるしくはふる事詮な  
5 しといへともこの比ことに世にさかんにもてあそぶ  
6 ことなれば筆の次にしるし侍る也猶とまこと  
7 しき大やけ事にては努と有まじき也  
8 釋尊 上丁 日  
9 春二月におなし

(下 二才、図絵)

1 きたの、天神の御事は人みなしれることにて  
2 侍れどあらしるし申さはむかし延喜の聖  
3 のみかどに右大臣從二位菅原朝臣とてつか  
4 うまつらせ給ふ御父は參議從三位是善  
5 卿とまうし侍りき昌泰四年正月廿五日  
6 左大臣時平公の讒によつて太宰師にうつ  
7 され給ふそのほか十二人同じ廿七日に左  
8 遷せらる延喜四年二月廿五日に配所にし  
9 てつゐにかくれ給ふその、ち天満天神  
10 と申奉りて天下こぞりてあがめ奉る延喜  
11 (下 三才)  
12 の御時よりやうやく天神の御靈とて世

1 の中におそろしきことゞも出来しかは延喜  
2 二十三年四月廿日にまた宣命をくだして  
3 贈官贈位などの事ありて昌泰四年の宣  
4 命をばやきすてらる天曆元年七月に託  
5 宣ありて右近馬場に跡をたれ給ふ今日のま  
6 つりは一条院の御時よりはじめらる官幣な  
7 ど祇園に同じ  
8 定考 十一日  
9 是はむかし六位已上の加階する人はかの藝能  
10 行跡の格勅をえらひて榮爵をたまひける  
11 (下 三才)

1 なり上卿官廳の東廊の座につきて事を  
2 おこなふ次に朝所につきて三献のぎしきあ  
3 り次に宴穩の座につきたをの三献有  
4 かざしの花を上卿以下の冠にさす大臣  
5 は白菊納言は黄菊參議は龍膽そのほ  
6 かはみな時の花をさす作法にあらず大かたのぎ  
7 しきは二月の列見に同じ式兵の両省よ  
8 り諸司のともがらの上目を選議することを列  
9 見と云この人々をえらひ出して官爵を  
10 さだめ侍るを定考とは申也定考ともじに  
11 はかきて侍れと考定とさかさまよみ侍るが  
12 (下 四才)  
13 口傳にて侍る也選叙令にくはしきことはのせ  
14 たりそのぎしきなど江次第にみえたり十二  
15 日にはまた小定考とて大辨以下の人東

4 廳ちやうにつきておこなふことあり

5 石清水放生會いしづみづほうじやうゑ 十五日

6 禁中にてはことなる儀はなし上しやう卿宰相けいさいしやう辨べん

7 衛符ゑふなど男おとこ山やまにむかふ宣命せんみやう内藏寮ないざんりやうの使つかひに

8 たまふ抑おさへ八幡大菩薩はちまんたいぼさつと申奉るまをうは人皇にんわう第十

9 六代だいろのみかど應神天皇おうじんてんわうの御事ごじなり仲哀ちゆうあい

10 天皇てんわう第四の皇子みこ御母おとこは神功皇じんくわう后こうなり胎中たいちゆう

11 天皇てんわうともまたは誉田天皇ほむたてんわうともなづけ奉るまをう天

(下)

四ウ)

1 下をしろしめすこと四十一年百十一歳さひの

2 寶算ほうざんをたもたせ給ふ欽明天皇きんめいてんわうの御代みよにはじ

3 めて神かみとあらはれてつくし肥後國ひごくに菱形ひしかたの

4 池いけといふ所に跡あとをたれ給ふ人皇にんわう十六代たいむ誉

5 田八幡丸たんまふまるなりと託宣たくせんありき誉田ほむたはもとの

6 御名おな八幡やまは垂跡すいせきの御名おな也なのちにはぶぜんの

7 國宇佐宮くにすけのみやにしつまり給しかは聖しやう武天皇むてんわう東

8 大寺だいじこんりうの、ち巡禮しゆんれいし給ふへきよし託たく

9 宣せんありきよつてかの寺てらに勸請くわんきやう申まをさるされど

10 勅ちやくし使しなどはなを宇佐うさに参りき清和せいわの御おんとき

11 大安寺たいあんじの僧行そうぎやう教しやう宇佐うさにまうでたりしに夢ゆめ

(下)

五オ)

1 の告つげありていまの男おとこ山石清水やまいしづみづにうつりす

2 ませ給ふしか有しよりのちは行ぎやう幸こうも奉幣ほうへい

3 も石清水いしづみづにあり一代だいいに一度ど宇佐うさへも勅ちやくし使し

4 をたてまつらる二所宗廟にしよそうぼうと申まをは天照太神てんせうたいじん

5 ならびに八幡大菩薩はちまんたいぼさつの御事ごじなり八幡やまと申

6 御名おなは御た、せんに得道とくだう来らい不動法性ふどうほつしやうし示し八正はつしやう

7 道乘たうじやう権迹けんせき皆得たつ解脱げつ苦衆生くしゆじやう故号こがう八幡大菩薩はちまんたいぼさつ

8 薩さつとあり八正はつしやうとは内典ないてんに正見せいけん正せい思惟正しゆいせい語業ごごう

9 正せい命正めいせい精進正しやうじんせい定正ていせい恵ゑこれを八正道はつだうといふ

10 およそ心こころ正せいなれば身口みくちはをのづからきよまる

11 三業さんごうに邪よこしまなくして内外真正ないげしんしやうなるを諸仏しよぶつ出しゆつ

(下)

五ウ)

1 世せの本源ほんげんとす垂跡すいせきもみな是がため也または八

2 方に八色はつしやうの幡はたをたつことあり密教みつけうの唱しやう方ほう

3 阿弥陀あみだの三昧耶形さんまいげきやうなりそのゆへにや行教ぎやうけう和わ

4 尚しやうには弥陀みだの三尊さんそんの形かたちにて見えさせ給ふ光くわう

5 明みやうけさの上うへにうつらせましけるを頂戴ちやうだい

6 して男おとこ山やまには安置あんぢ申まをけるとそ神明しんめいの本ほん

7 地ちをいふことたしかならぬたくひおほく侍しやく

8 れと大菩薩だいぼさつの應迹おうせきはむかしよりあきらか

9 なる證據せうこおはしますにやあるひはまたむか

10 し靈りやう鷲山じゆせんにして妙法華經めうほけきやうを説とくとも弥勒みろくな

11 りとも大自在たいじざい王菩薩わうぼさつなりとも託宣たくせんし給ふ

(下)

六オ)

1 中ちゆうにも八正はつしやうの幡はたをたて、八方はうの衆生しゆじやうを濟度さいど

2 し給ふ本誓ほんぜいをよく思ひ入おもひいて崇敬そうぎやうし奉ほう

3 るべきなりさて放生ほうじやう会ゑのおこりは元正げんしやう天皇てんわう

4 の御宇ごう養老やうらう四年九月しごうしやうらい異國いこく襲来しゆらいのとき

5 大だいぼさつの神力じんりきによりてたやすく異敵いてき

6 をしりぞけ侍りてのち大だいぼさつのたくせんに

7 に合戦かせんの間あいだおほくの人をころしぬ放生會ほうじやうゑ

8 おこなふべきなりとありしにより毎年まいねんに  
 9 諸國しよこくにてこの事あり放生はうじやうのいみじき事  
 10 最勝王經さいせうわうきやう 長者じやう子流水品しゆすいすいひんの池魚ちぎよのことより  
 11 おこれるにやまことにいけるをはなつ御ちかひの程ほど  
 (下 六ウ)  
 1 ふかゝるへし延久二年えんきうより行幸きやうかうに准じゆんぜら  
 2 れて六府ふいけ以下いげ供奉ふぶすることにはなれり早さう  
 3 且たにいはなを神興しんきよくだらせ給ふときは行幸きやうかうの  
 4 ぎしきにて音楽おんがくのこゑ雲くもにと、め衣冠いくわんの  
 5 よそほひ日ひにかゝやく  
 6 それに  
 7 心こころかへて  
 8 くはんかうのありさまは  
 9 神人じん法師原ほつしにいたるまで  
 10 白杖はくぢやうを着きてかへらぬ道みちに  
 11 をくり奉るぎしき也  
 (下 七オ)  
 1 朝あしたには紅顔こうがんあつて  
 2 世路せいろにおこれども  
 3 夕ゆふべには白骨はくこつとなつて  
 4 郊原かうげんにくちぬ  
 5 と申世まをのありさまを  
 6 示しめし給ふ  
 7 神慮しんりよのほど  
 8 はかりがたく

9 たうとき事  
 10 どもなり  
 (下 七ウ・八オ、図絵)  
 1 駒牽こまひき 十六日  
 2 今日けふは信濃しなのの勅旨てしのみき牧まきより馬うまを六十疋ひき奉るもとは  
 3 十五日いふひなれども朱雀院しゆしやくいんの御國忌みこきにあたるによつて  
 4 今日けふ十六日いふひになさる天皇てんかう南殿なんてんに出御いづみでなりて御馬ごま  
 5 を御らんず上じやう卿御馬けいごまの解文げもんをそうす事はて、三  
 6 拜いはいす取殘とりごしの御馬ごまをは引分使ひきわけつかひとて次将じしやうをもつて  
 7 院東宮いんとうきゆうなど然るべき所ところとへ参る又十七日には甲  
 8 斐國いのくにの御馬ごまをひかる廿日には武藏國むさしのくにの小野をのの御馬ごま四十疋  
 9 秩父ちちぶの御馬ごま廿疋立野たちのの御馬ごま十五疋奉る廿三日には信  
 10 濃望月の、もちつきの御馬ごま廿疋廿八日には上野かうつけ勅使てしの御馬ごま五十疋ひかる  
 11 季御讀經きのみどきやう 二月八月としに二度あり  
 (下 九オ)  
 1 九月  
 2 御燈みとう 三日 三月に同  
 3 不堪ふかんでん田奏のせう 七日  
 4 是は諸國しよこくの田たの損亡そんぼうしたる所ところの目録もくろくをしてた  
 5 てまつるそれにつきて租税そぜいを三分二ぶがなどゆるした  
 6 まふ事也まふことこまかに諸國しよこくより坪付帳つぼつけちやうを奉れば  
 7 大臣陣だいじんぢんにつきて定申さだめて諸國しよこくに施行せしかうし侍る  
 8 なりつくりたへさる田たといふ心に不堪ふかんでん田とは  
 9 申也まを其外そのほかさしたることはなし  
 10 重陽宴じゆうやうのえん 九日

11 九月九日は節日にて侍れば菊花の宴おこなは  
(上 九ウ)

1 る、也それを重陽宴と申す九月九日は月

2 と日と九陽教にかなふがゆへに重陽とはいふ也

3 むかしは天子南殿に出御なりて節會おこなはる

4 上達部御子達よりはじめてその道の人はみな探

5 詢あり文つくり文臺にすへて講せらる十月旬

6 のみにあらず今日も氷魚をたまふ例あり又群

7 臣に菊酒をたまはる大かたは五日の節會に同

8 し御帳の左右に茱萸の囊をかけ御前に菊

9 瓶を、くまたは茱萸のふさをおりて頭にさし

10 はさめば悪氣をさるといふ本文ありむかし費

11 長房といふ仙人汝南の桓景にかたりていはく

(下 十オ)

1 九月九日汝が家に火災あるべしたちまちに

2 家人をして絳囊に茱萸をもちて臂上かけ

3 高山にのぼりて菊酒をのましめば此わざはひ消

4 ずべしと桓景をしへのごとくに家こぞりて高山

5 にのぼり菊酒をのみて夕にかへりてみれば雞犬

6 一時に死たり長房が云万代世人をして九月九

7 日高山にのぼり茱萸を佩て菊酒をのましめよ

8 人長壽なるべしといへりかやうの功能侍るにより

9 今日菊酒をのむといひつたへたり

(下 十ウ・十一オ、図絵)

1 例幣 十一日

2 一日より今日にいたるまで僧尼重輕服の人

3 参内せず大神事なるゆへなり伊勢太神

4 宮へ御幣を奉らせ給ふ毎年の事なれば例

5 幣とは申也むかしは神祇官へ行幸なり

6 てこれをおこなはるとなり齋主中臣忌部卜部

7 など参りて御幣をうけとりていづ使の王御

8 馬申事などつねのごとし此事朱雀院の

9 御時よりはじめらるいま神風の伊勢國に御

10 鎮座ありしことを思ふに垂仁天皇廿五年三

11 月に倭姫命のをしへによりて五十鈴川

(下 十二オ)

1 上に神宮をつくらるさて外宮は内宮鎮座

2 の、ち四百八十四年をへて雄略天皇の御宇に

3 跡を垂させ給ふ養老五年九月十一日にはじめ

4 て官幣を奉らる

5 撰虫

6 是はあながち式あることにはあらず殿上の逍遙と

7 て殿上人とも嵯峨野などへむかひて虫を籠に

8 撰入て奉る是は堀河院の御時よりはじまるお

9 よそ松虫鈴虫などは誰人も内裏に奉る又賀

10 茂の社司などに仰られてめされけるとなん

(下 十二ウ・十三オ、図絵)

(下 十三ウ 白紙)

(下 十四オ)

十月

旬 朔日

十月一日は先御衣がへあり掃部寮夏の御装束を徹して冬のにあらためかふ天皇南殿に出御ありて節会あり是を孟冬の旬とは申也二献の、ち氷魚を群臣にたまふ陪膳天氣にしたがつて御膳の氷魚をとりて王卿にたまふ塩をそへてたまふを塩にさして食之也孟夏の旬には扇をたまふ大かたの儀は孟冬に同しちかごろは宜陽殿にて平座なり  
亥子餅 上亥日

(下 十四ウ)

上の亥日より次この亥も同じく内蔵寮より餅をそなへ奉るを朝餉にてきこしめすと也十月亥の日餅を食すれば病なしといふ本説あれど此事いつごろよりはじまるとも見えす延喜式にのせたれば往古よりはや有けることならんかし承安四年にきたありて大外記頼重師尚など勘文をまいらすそれも本朝のおこりをばたしかにも申さすみな本書本説をのせたり  
射場始 五日  
先この月の三日に左右衛門弓場棚をつく其  
(下 十五才)  
日は天子弓場殿に出させ給て弓を御らんずるなり公卿以下束帯にて弓場にしてゆみ  
いるを主上弓場殿にて御らんずる也又天子も

4

御射席をしかれて弓矢を御座の左右のわきに立らる是群臣とひとしく弓を射たまふよし也文武の二の道は一もかくへからざる故に今天子も弓場殿に出させ給て武道をならひ給ふ也口傳に射場始なくは贖弓あるへからず賭弓なくは相撲節あるべからずと申也  
残菊宴 五日  
むかし菊花宴は九月九日にて又残菊宴と  
十月五日におこなはれし是も群臣詩をつくり酒を給ふこと重陽に同し

(下 十五ウ)

九月廿日より七ケ日の間南圓堂にして妙法の大會をひらかしむ是十月六日長岡大臣内鷹の御忌日なり閑院贈太政大臣冬嗣公はかの大鷹の御子たるによりて父の御為初おこなはせ給けるにやさても興福寺南圓堂の本尊不空羅索觀音像并四天王の像は長岡大臣の造立したまひしを後に閑院大臣南圓堂をたて、この本尊を安置し給しなり  
補陀落の南のさしに堂たて、北の藤浪いまそさかへんと春日大明神の人夫の中にましはりてあそばされしことは此南圓堂を

5 こんりうの時の事也されは藤原氏にも  
6 南家北家式家京家として四家にわかれた  
7 りしかども三家は絶はて、いまは北家のみさ  
8 かゆることひとへにかの神哥の徳なるにや  
9 維摩會

10 十日より十六日にいたるまで七ヶ日の間興福  
11 寺にて維摩經を講せらる十六日は大織冠の御

(下 十六ウ)

1 忌日なるゆへなり興福寺は大織冠の御願とは  
2 いひながらその御子淡海公ぞまことにはこんりう  
3 せられしか又山階寺とも申也この大織冠病  
4 悩におかされ給ていまはと見えさせ給けるとき  
5 百濟國の法明比丘尼きたりて大臣にまうさく  
6 われたいせうきやう 維摩經となづくその經  
7 我大乘經を持誦す維摩經となづくその經  
8 の中に問疾品といふ品ありもしこれを讀  
9 誦し給は、御病はおこたらせ給ふべしと申に  
10 よりてすなはちこの一品を誦するにいまだ終  
11 ざるに大臣の御病平癒ありきこれより敬心  
やまずして合掌して生と世と大乘に皈

(下 十七オ)

1 依せんとちかひ給ふゆへに毎年たゆることな  
2 くおこなはれ給ふ会也然るに維摩會は和銅  
3 七年に淡海公興行せられてより今にたゆる  
4 ことなしこの会は唐國までも聞え侍るとかや  
5 北野天神の御詩に名聞三三國會留二興福一朝

6 之為<sup>たることは</sup>レ朝蓋是會<sup>これゑのちからなり</sup>力とつくり給けるとなん  
7 大糧申文

初雪見參

9 初雪見參  
10 初雪見參  
11 初雪見參

(下 十七ウ)

1 一月よりはじまる初雪にかぎらず深雪のと  
2 きはかならず諸陣見參をとるといへり此  
3 事たえて久しまた一条院の御ときよりこ  
4 のかた雪山といふ事あり清少納言記にみ  
5 えたりそれは所衆瀧口など大内に参して  
6 藤壺に雪山をつきしなり雪のふそくなる  
7 ときは所との御願所へおほせられぬれは  
8 執行法師

これを

奉り

たり

(下 十八オ)

春の雪も

沓の

はなの

かくる、

ほどなれば

所衆以下



かならず参内して

雪山

つき

ける

とそ

(下 十八ウ・十九オ、図絵)

(下 十九ウ、白紙)

(下 二十オ)

1 十一月

御贖物 一日 六月に同

3 供三忌火御飯一 是も六月に同

御曆奏

5 中務省より明年の曆をたてまつるを昔は

6 主上南殿に出御なりて是を御覽あり出

7 御なきときは内侍所につく白虎通に周の

8 世には十一月を正月とすこれを曆家に天正月

9 といふ殷の世には十二月を正月とす地正月と云

10 夏の世には今の正月を正月とす人正月といへ

11 り十一月は一陽はじめて生ずる月なれば一年

(下 二十ウ)

1 の曆数をかんがへて今日天子に奉るへし我朝

2 に曆のはしまりしことは欽明天皇十四年百

3 濟の博士が奉りけるとかや

4 朔旦冬至 一日

5 是は十一月一日の冬至にあたるをいふ也廿年

6 に一度まはることにてめでたき祥瑞なるにより

7 てそのとしは主上南殿に出御なりて旬おこな

8 はる公卿賀表をたてまつることなどあり神

9 龜二年十一月天皇大安殿におひて冬至の

10 賀辞をうけ給ふよし國史にのせたり我朝

11 のみにあらず異國にも例ある事なり年

(下 二十一オ)

1 中行事にもあらずあなかしるすへきにあら

2 ねとも日をさだめたることなれば筆のつゝあて

3 に十一月一日の事にいさ、かするしくはへ侍る也

4 相嘗祭 上 卯日

5 神祇令には大倭住吉大神穴師恩智意富

6 葛木鴨紀伊國日前等なり神主おのく官

7 幣をうけてとりおこなふちか比はたえてさ

8 たなし延喜式にも相嘗祭の神七十一座と

9 見えたり相嘗とかきてあひむへとよむ也

宗像祭 同

10 つくしの胸形社のまつり也氏人これをとりにおこな

(下 二十一ウ)

1 ふ此神は天照太神と素戔嗚尊とちかひ給し

2 ととき素戔嗚尊のうみ給し御神田心姫命湍

3 津姫命市杵嶋姫命この三神也日本紀の

4 神代上巻にくはしき事見えたり

5 山科祭 上 巳日 四月に同

6 平野祭 上 申日

7 是も四月におなし臨時の祭も同之

- 8 春日祭 同日 是も二月に同  
 9 杜本祭 同日 四月に同  
 10 當麻祭 同日 同  
 11 率川祭 上酉日 二月に同  
 (下 二十二才)  
 1 梅宮祭 同 四月に同  
 2 當宗祭 同 四月に同  
 3 中山祭 同 同  
 4 松尾祭 同 四月に同  
 5 但冬は酉日なり夏は上申日なるへし  
 6 大原野祭 中子日  
 7 二月におなし春は上卯日冬は子日也  
 8 園井韓神祭 中丑日  
 9 二月に同し中丑日とはいへとも新嘗會より  
 10 のちをはもちゐすた、上丑日なるへし  
 11 五節 同日  
 (下 二十二才)  
 1 中丑日をは五節帳臺試といふ常寧殿にて  
 2 主上御覽あり五節舞姫は五人なりまいるの  
 3 ぎしきありその外はない、参るをは暁参と  
 4 いふみな参りと、のほりて帳臺に出御あり殿  
 5 上人どもしそくにさふらふ主上御直衣御指貫に  
 6 て御沓をめさる主上御さしぬきをめさる、ことは  
 7 この時より外はなし但御まりのときは帳臺  
 8 試に准じてめさる、也帳臺におはします  
 9 ほど乱舞ありびんた、らなとうたふ大哥

- 10 小哥などいふ事あり  
 11 寅日は殿上の宴醉あり朗詠いまやうな  
 (下 二十三才)  
 1 とうたひて三献はて、乱舞あり次第に沓を  
 2 はきて北陣をめぐりて五節所にむかふその  
 3 のち所々に参りて推参などあり郢曲のと  
 4 もがらをして参らんとうたふ后宮女院な  
 5 ど宴醉あれは今日明日のほど也けふ御前  
 6 の試あり御殿の廂にて乱舞あり櫛などをか  
 7 るむかしはとし、におこなはるいまは大嘗會の  
 8 ときよりほかはなきにやむかしは朝使など  
 9 いふことありそれはけふ五節所たまはらん  
 10 ために交野の雉などをめされしに使のありし  
 11 を狩の使とは申也  
 (下 二十三才)  
 1 卯日童御らんあり清涼殿にめして御覽ず下  
 2 使庭上にめす  
 3 抑五節の舞姫のおこりはむかし天武天皇よ  
 4 し野の宮にまし、て琴をひき給しとき  
 5 前の嶺より天女あまくだりてあまの羽衣の  
 6 そでを五たびひるかへして  
 7 乙女子も  
 8 をとめさびすも  
 9 から玉を  
 10 たもとにまきて  
 11 をとめさひすも

(下 二十四オ) とうたひけるとかや

しかるを

天平十五年五月に

まさしく

内裏にて

五節舞は

ありけると

そ

(下 二十四ウ・二十五オ、凶絵)

(下 二十五ウ)

鎮魂祭

それ人には魂魄の二の玉あり魂は陽氣なり

魄は陰氣なり此まつりは離遊の運魂をまね

きて身軀の中に「二」字は見せ消ち府にしづむる功能あり宇

摩志麻治命のときより事おこるよし舊

事本紀などに見えたり此まつりを如法に

おこなはれば殊勝の御いのりとなるべきにやさ

ば白河院は御脱履の、ちも院中にて猶お

こなはれ侍りき東宮にてもとしくある事

なり天安二年にとゞめられ侍りしを興行せら

れて貞観元年十一月神祇官にておこなはる

(下 二十六オ)

今はとしくの事になりぬ

新嘗祭 中卯日

新嘗会は神今食に同じ平手の数十二也

そのほかはかはず是はことしの初稲を神に

6 5 4 3 2 1

奉らせ給ふ儀なり代のはじめには大嘗会といひ

毎年をば新嘗会と申也下食の人と摺

衣日景を着す用明天皇二年四月より新嘗

會の事ははじまる大かたは神代より事おこ

りぬ日本紀にも天照太神にゐるきこしめす

とみえたり

豊明節會 中辰日

(下 二十六ウ)

是はことしの稲を神に奉らせ給て今日君

もきこしめし臣下にもたまふゆへに節會おこ

なはる新嘗祭にまいりたる上卿宰相辨小忌

をきる夕は諸司の小忌を束帯の上きたるを

けふはうるはしく青摺をきる上卿宰相外弁

の上首をつとむ南殿の廂に元子をまうけて

内辨以下座につく下酒忌酒の盃をとり

大歌所の別當大哥もよをして舞姫のぼ

る五度袖をかへしてかへり入事に堪たる上

達部五節所とふらひて催馬樂などうたふ

節會のぎつねのごとし節會のほど露臺の

(下 二十七オ)

乱舞ありひんた、らうたふ殿上人立様な

とありむかしは節會の座にて御遊あること

ありことに堪たる人とを御帳の東にちかくめ

してこの事あり圖書寮に御琴めす御てな

らしといふなりちかくは正月十六日節會など

にも時にしたかつてこの事ありし也

6 5 4 3 2 1

7 今日辰日の節会は大嘗會のときは辰日を悠  
紀の節会巳日を主基の節会と申にや  
8 吉田祭 中申日 四月に同  
9 (下 二十七ウ、白紙)

(下 二十八オ)

1 日吉祭 中申日 四月に同  
2 日吉臨時祭 同日

3 是は建曆三年十一月十八日よりはじめて殿上  
の使をたてらる過ぬる八月に延曆寺の衆徒  
4 長樂寺にて官兵のためにおほくうたせらるか  
5 やうの事によりて其比より御願ありけると  
6 なん

賀茂臨時祭 下酉日

7 先兼日に試樂調樂などいふことあり當日の  
8 ぎしき御禊の座など石清水に同じ社頭の  
9 儀はて、使舞人かへり参りてかへりたちのぎ

(下 二十八ウ)

1 あり孫廂に御椅子をたて御引直衣に御草鞋を  
2 めす額間より出させ給階間の通の庭南北二行  
3 に座をしきて使蔵人これにつく後に、本末の  
4 神樂の所作人陪從近衛の召人つく出御あ  
5 りて公卿めしあれは實子長橋に候かへの  
6 下に頭已下つきて使已下をめす勸盃あり  
7 て神樂あり庭火よりはしめて朝倉其駒  
8 まてつねのことし庭火にも呂哥あるべければ  
9 人長さほうあり御神樂はて、祿あり

10 此まつりのおこりは宇多のみかどいまた王侍  
11 従と申奉りしとき狩し給けるに賀茂の  
12 (下 二十九オ)

1 大明神現じ給ひてりんじのまつりを給ふべき  
2 よし申されき我はさやうの事しり侍らす御  
3 門へ申させ給へとありければやうありて申  
4 なりとてあがらせ給けるがいくほどなくて  
5 おぼしめしよらで位につかせ給ひければ寛平  
6 元年十一月よりりんじのまつりを奉らせた  
7 まふそのときの使は本院の大臣時平公いまだ  
8 右中将にてつとめ給けるとなん

(下 二十九ウ、白紙)  
(下 三十オ)

1 十二月 十二日  
2 供三忌火御飯 一日 六月に同  
3 神祇官の御贖物も六月に同  
4 大神祭 上卯日

5 三輪大明神の祭也 四月に同  
6 國忌 三日

7 天智天皇の御國忌なり崇福寺におこなはる朱  
8 鳥二年よりはじめらる天智天皇は舒明天皇  
9 の御子御母は皇極天皇なり御位につかせ給て  
10 近江國志賀郡大津宮にまし／＼き中興の  
11 主にておはしますすによりて國忌は時にしたがつ  
12 (下 三十ウ)  
1 であらたまれども是はながくかはらぬ事になり

2 にき太祖廟とも申へきにや  
御躰御占

3 是は六月に同上卿陣座につきて御卜御所に  
4 とゞまる明年六月までの事をうらなふその  
5 方の神たゝりあらば祈申べきよしなどのす  
6 るなり  
7 月次祭神今食 十一日

8 とも六月のごとし  
9 御佛名 十九日  
10 十九日より廿一日まで三ヶ日なり或は一夜も

11 (下 三十一オ)  
例あり仁壽殿の御本尊をうつして御帳の中

1 にかけて南のかべのまに南北に机をたて、佛像  
2 塔形を、き佛前に香花などをそなふ廂にちこく  
3 へんの御屏風を立いまの世には大宋の御屏風なり  
4 出居のすけ最勝講のごとしでゐのまへに火櫃に

5 おり松せさす女孺これをつとむ公卿庇につく  
6 初夜 中夜 後夜おのゝ御導師かはる差油  
7 いぬのときとねのときとらのとき

8 蔵人これをつとむかづけわたの事あり衣箱  
9 の蓋にわたを入れて簀子の北の方に内侍の簾  
10 下といひて御簾をかけていだす蔵人御導  
11 師の肩にかづくるなり事はて、名詔あり

(下 三十一ウ)  
所 衆灌口までみな名のる相梨の勸盃などい  
ふことありそれは左近衛符の領に攝津國相

3 梨 庄といふ所より御酒を奉りて殿上にて  
4 勸盃ある也また佛名の中の夜なと大将  
5 の直宿申あり弓場にて丑一のほと右大将  
6 たづね給ふ弓弦うちならすほどまことに所得  
7 たるかほ也佛名の御だうしはむかしは夜も  
8 すがら唱ければ延喜の御代などには夜御殿に  
9 て和琴をかき合給けるとかやこの仏名といふは  
10 三世の諸仏の名号をとなへて六根のつみを滅  
11 する心なりまことに佛名經にとかるゝ所の

(下 三十二オ)  
1 功德ははかりなきにや寶龜五年十二月より  
2 はじまる承和の比は毎年あり佛名三ヶ日の  
3 間は諸國までも殺生禁断のよし格にも見え  
4 たり

(下 三十二ウ、函絵)  
1 御髪上 下午日  
2 蔵人御くしの梳くづをたまはりて主殿寮にむか  
3 つて焼なりこの外ことなる事なし

4 立二土牛童子像 大寒日  
5 大寒の日夜半に陰陽師土牛の童子の像を門  
6 門にたつ東の陽明待賢門には青色をたつ美  
7 福朱雀門には赤色 談天藻壁には白色 安嘉  
8 偉鑑門には黒色なり郁芳皇嘉殿富達智の  
9 四門には黄色をたつ青色は春の色 東に立赤色  
10 は夏の色 南にたつ白色は秋の色 西にたつ黒色

10 是は六月に同上卿陣座につきて御卜御所に  
11 とゞまる明年六月までの事をうらなふその  
12 方の神たゝりあらば祈申べきよしなどのす  
13 るなり  
14 月次祭神今食 十一日

11 は冬の色北に立四方の門にまた黄色の土牛を  
(下 三十三ウ)

1 立くはふるは中央土の色木火金水に土ははなれ  
2 ぬことわり也慶雲二年天下疫病さかりにて  
3 百姓おほくうせしかは土牛をつくりついなどいふこと  
4 はじまりき異國の書には農事のために時を  
5 しめさんとて土牛をたつるよし見えたり  
6 荷前 撰二吉日一

7 先十三日つかさ／＼をかねてさだめらる使は公  
8 卿のも殿上人のもあり次官副たり荷前の  
9 使定のつゝめでに元日の權侍従の定あり是は朝  
10 賀のためなり朝賀なき時もなをこの定は侍りけ  
11 るにや荷前とは十陵九墓にとしのおはりに  
(下 三十四オ)

1 幣帛を奉らせ給ふなり先十陵の第一には  
2 天智天皇の御陵山城國山階にあり此みかど  
3 御馬にめされて山科の里に行幸ありてその  
4 まゝかへり給はざりき然れば崩所をいづくと  
5 もしる人なした、御沓のおちとまりたる所に  
6 陵をぞたてけるいとふしぎなる事にて侍り  
7 きその外は白壁天皇の田原御陵桓武天皇の  
8 柏原の御陵崇道天皇の八嶋御陵仁明天皇の  
9 深草御陵など也さのみはしるすにをよはす  
10 着鈿政 五月に同  
11 内侍所御神樂

(下 三十四ウ)

1 主上行幸あり先典侍掌侍まいる典侍はわらは  
2 二人に木丁をさらせたり内侍所に行幸なりぬ  
3 れは御拜刀自祝など申この間所作人南  
4 殿の西の方にて物の音あはす内侍所の前に  
5 主殿寮慢を引て官人庭火をたて、本末  
6 の座二行にまうけたり近衛の召人うし  
7 ろにあり人長すゑに横座なり次第に座  
8 につく人長す、みて膝突しかせ鳴高などい  
9 ましめて次第にめす笛筆築本末の哥和  
10 琴次第に膝突につきてつかうまつる人長  
11 おほするにしたがつて笛和琴拍子もとにさ  
(下 三十五オ)

1 ふうらすゑの拍子筆築は末につく和琴は  
2 位によらず本の上につく鈴鹿をたまふゆへと  
3 かやよりあひ庭火本末はて、人長かへり入と  
4 り物はて、韓神の拍子あげてのち人長立て  
5 かなづるその、ち勸盃あり韓神はて、又す、み  
6 てさいのおのこめすおの／＼座のすゑよりす、み  
7 てひぎつきにかへりつく薦枕より千歳早  
8 哥などはてぬれば星おほせらる笛ひちりきね  
9 とりて星三首はて、朝倉其駒をうたふ常  
10 のごとし禄をたまふ臨時の御神樂は秋の末  
11 におこなはるれば名はりんじなれと今は定ま  
(下 三十五ウ)

- 1 れる事になりたり公卿の所作なり御所作  
 2 などあるときもあり御所作のおりは星おほせら  
 3 るゝときは御簾をうごかさる御笛なればやかて  
 4 ねとりにて仰るゝもたよりあり臨時の御  
 5 神樂には祿なし事はてぬれば本殿に還御  
 6 なる此御神樂は一条院の御時よりはじまれ  
 7 り承保より毎年におこなはる壽永の乱に内侍  
 8 所西國に渡御なり三年をへて都へかへり入  
 9 給しとき三ヶ夜の御神樂あり是は別して  
 10 りんじにおこなはる大かた神樂のおこりは  
 11 天照太神あまのいはとをさしてこもり給しと  
 (下 三十六オ)
- 1 き天下とこやみになりければ諸神いのり申  
 2 されけるに天鈿目命まさきのかつらをかつ  
 3 らとし日かけをたすきとしてうたひま  
 4 ひにはびをたきしいにしへよりはしまれる  
 5 ことなればわがてうの風俗神代のえんぎ  
 6 たにことなるへきにや  
 7 御贖物 卅日  
 8 六月に同し  
 9 大祓 同日  
 10 是も六月に同し  
 11 追儺 同日  
 (下 三十六ウ)
- 1 今日はやらふ夜なれば大舍人寮鬼をつとめ  
 2 陰陽寮祭文をもつて南殿の邊につきて

- 3 よむ上卿以下これをおふ殿上人とも御殿  
 4 の方にたつてもゝのゆみあしのやにて  
 5 いる仙花門よりいりて東庭をへてた  
 6 きぐちの戸にいつ今夜御所にもしひ  
 7 をおほくともす東庭あさかれる臺盤所  
 8 のまへのみぎりにとうだいをひまなくたて  
 9 てともす追儺といふは年中の疫氣  
 10 をはらふ心なり鬼といふは方相氏の事也  
 11 四目ありておそろしけなる面をきて手に  
 (下 三十七オ)
- 1 楯矛をもつまた仮子とて廿人紺の布衣  
 2 をきたる者を卒して内裏の四門をまはる也  
 3 慶雲二年  
 4 十二月にはしまる  
 5 此とし天下に  
 6 百姓おほく  
 7 疫病になやまされ  
 8 侍しゆへなり  
 (下 三十七ウ・三十八オ、図絵)

(以上、下巻)  
 (広島大学日本語史研究会会員)